

ひとり親家庭の方 ひとりでの出産や子育てをむかえる方へ

平成29年度新宿区ひとり親家庭サポートガイド



1 手当などの経済的サポート

ひとり親家庭になってからの暮らしが心配

2 子育てサポート

ひとりでの子育てを応援

3 健康・交流・レクリエーション

親子で元気に暮らすために

4 妊娠・出産時のサポート

ひとりでの妊娠・出産サポートは？

5 離婚手続き等

どのような準備と手続きが必要なの？

6 住まいのサポート

親子の住まい
どうしたら？

7 ひとり親・子育て等の相談窓口

ひとりで悩まず
ご相談ください

◆ **火窓口延長** の表示がある事業・窓口…毎週火曜日午後7時まで申請・相談等が行えます。

※他の機関と調整が必要な事務は取り扱えない場合があります。

◆ **区**…新宿区の窓口

◆ 制度により所得制限等条件や利用者負担の減免のしくみがある場合があります。

詳しくは各窓口にお問い合わせください

新宿区には、このガイドに掲載しているもの以外にもいろいろな事業があります。**ひとり親相談窓口**をご活用ください。

ひとり親相談窓口：**区**子ども家庭課育成支援係

TEL 5273-4558 FAX 3209-1145

(発行：平成29年6月 新宿区子ども家庭部子ども家庭課 印刷物番号2017-3-3001)

1 手当などの経済的サポート ひとり親家庭になってからの暮らしが心配

●中学生以下のお子さん※¹を養育されている方

内 容	問い合わせ								
<p>◆児童手当</p> <p>【手当月額】</p> <table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生（第1、2子）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生（第3子以降）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	3歳未満	15,000円	3歳～小学生（第1、2子）	10,000円	3歳～小学生（第3子以降）	15,000円	中学生	10,000円	<p>区 子ども家庭課子ども医療・手当係 火 窓口延長</p> <p>（区役所本庁舎2階） TEL 5273-4546 FAX 3209-1145</p> <p>○児童手当は受給者の所得が所得制限額以上の場合、月額が児童1人につき一律5,000円となります。 ※¹15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者</p>
3歳未満	15,000円								
3歳～小学生（第1、2子）	10,000円								
3歳～小学生（第3子以降）	15,000円								
中学生	10,000円								
<p>◆子どもの医療費助成（乳子医療証）</p> <p>お子さんの医療費及び入院時の食事療養費を助成します。</p> <p>親 医療証をお持ちの場合、中学卒業後のお子さんは、親 医療証の対象となります。</p>									

●ひとり親家庭のお子さん※²を養育されている方

内 容	問い合わせ						
<p>◆児童扶養手当</p> <p>【手当月額】 所得に応じて支給額が変わります。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>9,980円～42,290円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>5,000円～9,990円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降（1人につき）</td> <td>3,000円～5,990円</td> </tr> </table> <p>※平成29年4月改正</p>	第1子	9,980円～42,290円	第2子	5,000円～9,990円	第3子以降（1人につき）	3,000円～5,990円	<p>区 子ども家庭課育成支援係 火 窓口延長</p> <p>（区役所本庁舎2階） TEL 5273-4558 FAX 3209-1145</p> <p>○平成29年4月より児童扶養手当の手当額が、以下のとおり変更となりました。</p> <p>（変更前） （変更後） 第1子……9,990円～42,330円→9,980円～42,290円 第2子……5,000円～10,000円→5,000円～9,990円 第3子以降…3,000円～6,000円→3,000円～5,990円</p>
第1子	9,980円～42,290円						
第2子	5,000円～9,990円						
第3子以降（1人につき）	3,000円～5,990円						
<p>◆児童育成手当</p> <p>【手当月額】</p> <table border="1"> <tr> <td>児童1人につき</td> <td>13,500円</td> </tr> </table>	児童1人につき	13,500円	<p>○所得制限額以上の場合手当等は支給されません。</p>				
児童1人につき	13,500円						
<p>◆ひとり親家庭等の医療費助成（親医療証）</p> <p>ひとり親家庭の児童及び、ひとり親家庭の児童を養育されている父または母等の医療費を助成します。</p>							

※²ひとり親家庭への手当等の対象となるお子さんは？

次のいずれかに該当する児童で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者（児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成においては、児童が中度以上の障害を有するときは20歳未満の者）

- （1）父母が離婚した
- （2）父または母が死亡、生死不明である
- （3）父または母が重度の障害を有する
- （4）父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- （5）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- （6）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- （7）婚姻によらない出生である（父子家庭の場合は母、母子家庭の場合は父の扶養がある場合を除く）

○手当は申請月の翌月分から支給されます

●現況届提出月 ★手当支給月

手当の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童手当			★●				★				★	
児童育成手当			★●				★				★	
児童扶養手当	★				★●				★			

○児童扶養手当を受給されている方へ

都営交通無料乗車券の交付、JR通勤定期乗車券の割引、水道料金の免除、粗大ごみ等収集手数料の免除制度がご利用いただけます。詳しくは [ひとり親相談窓口](#) へお問い合わせください。

●配偶者と死別された方

内 容	問い合わせ
<p>◆遺族基礎年金</p> <p>国民年金被保険者等が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子のある配偶者又は、子に支給されます。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 医療保険年金課年金係 (区役所本庁舎4階) TEL 5273-4338 FAX 3209-1436</p>
<p>◆遺族厚生年金</p> <p>厚生年金の被保険者等が死亡したとき、その人に生計を維持されていた方に支給されます。</p>	<p>新宿年金事務所 (新宿区大久保2-12-1) TEL 5285-8611 FAX 5285-8649</p>

●経済的にお困りの方

内 容	問い合わせ
<p>◆仕事と家計に関する相談</p> <p>経済的にお困りの方の相談を社会福祉士等の資格を持った相談支援員がお受けし、問題解決に向けて支援します。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 生活支援相談窓口 (生活支援担当課) (区役所第二分庁舎3階) TEL 5273-3853 FAX 3202-8171</p>

●お子さんの学費や学習に必要な費用にお困りの方

内 容	問い合わせ
<p>◆就学援助</p> <p>小中学生のお子さんの学習に必要な費用の援助</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 学校運営課学校運営支援係 (区役所第一分庁舎4階) TEL 5273-3089 FAX 5273-3580</p>
<p>◆受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <p>中3・高3の学習塾受講料、受験料の貸付 入学すると返済が免除になります。</p>	<p>新宿区社会福祉協議会 (新宿区高田馬場1-17-20) TEL 5292-3250 FAX 5273-3082</p>
<p>◆東京都母子及び父子福祉資金</p> <p>ひとり親家庭のお子さんの入学金や授業料の貸付</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145</p>

2 子育てサポート ひとりでの子育てを応援

対象となるお子さん **幼** 就学前 **小** 小学生 **中** 中学生 **高** 18歳の年度末まで

●通園施設

内 容	幼	小	中	高	問い合わせ
◆保育園 保護者の就労等により保育が必要なお子さんをお預かりします。	●				<input checked="" type="checkbox"/> 保育課入園・認定係 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4527 FAX 3209-2795
◆子ども園 幼稚園と保育園の機能を合わせ持ち、保育・教育を行います。	●				
◆幼稚園 3歳から就学前のお子さんを対象に保育・教育を行います。	●				<input checked="" type="checkbox"/> 学校運営課幼稚園係 (区役所第一分庁舎4階) TEL 5273-3103 FAX 5273-3580
◆病児・病後児保育 保育施設に通園しているお子さんが、病気等で保育施設を利用できないとき、専用室で一時的に保育・看護します。	●				<input checked="" type="checkbox"/> 保育課入園・認定係 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4527 FAX 3209-2795

●一時的に預けたいとき

内 容	幼	小	中	高	問い合わせ
◆保育園等での一時保育 認可保育園・子ども園で理由に関わらずお子さんをお預かりします。	●				<input checked="" type="checkbox"/> 保育課入園・認定係 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4527 FAX 3209-2795
◆ひろば型一時保育 子ども総合センター・子ども家庭支援センター等で理由に関わらずお子さんをお預かりします。	●				<input checked="" type="checkbox"/> 子ども総合センター TEL 3232-0675 <input checked="" type="checkbox"/> 榎町子ども家庭支援センター TEL 3269-7304 <input checked="" type="checkbox"/> 中落合子ども家庭支援センター TEL 3952-7751 地域子育て支援センター二葉 TEL 5363-2170
◆新宿区ファミリーサポート お子さんの、保育施設等までの送迎や短時間の預かりなど、利用会員と提供会員による、会員制の相互援助活動です。	●	●	●	●	新宿区ファミリー・サポート・センター (新宿区社会福祉協議会内) TEL 5273-3545 FAX 5273-3082

	幼	小	中	高	
◆ひとり親家庭家事援助者雇用費助成 ひとり親家庭の方が、ベビーシッターやホームヘルパーを雇用するための費用を助成します。	●	●	●		<input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 (区役所本庁舎 2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145
◆トワイライトステイ 夜間お子さんを養育できないときに、協力家庭でお預かりします。 <small>※原則として生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の方</small>	●	●			<input checked="" type="checkbox"/> 子ども総合センター総合相談係 (新宿 7-3-29) TEL 3232-0675 FAX 3232-0666
◆子どもショートステイ 昼夜を通してお子さんを養育する方がいないとき、児童福祉施設や協力家庭でお預かりします。	●	●			

●放課後の居場所

内 容	幼	小	中	高	問い合わせ
◆学童クラブ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生のお子さんをお預かりし、遊びと生活の場を提供します。		●			<input checked="" type="checkbox"/> 子ども総合センター児童館運営係 (新宿 7-3-29) TEL 5273-4544 FAX 3232-0666
◆放課後子どもひろば 小学校の校庭・体育館・図書室・余裕教室等を利用し、見守りのスタッフがいる小学生のお子さんの自主的な遊びと学びの場です。		●			
◆児童館・児童コーナー 18歳未満の児童と保護者が利用できる、遊びや学び、友達作りの場です。	●	●	●	●	

3

健康・交流・レクリエーション

親子で元気に暮らすために

内 容	問い合わせ
◆保健センターの健康相談 元気に子育てできるように、健康の相談をしたい	<input checked="" type="checkbox"/> 各保健センター (7)ひとり親・子育て等の相談窓口参照
◆東京ムーブ ひとり親家庭の方どうして交流したい	(一財) 東京都ひとり親家庭福祉協議会 (ひとり親Tokyo) TEL 5261-1341
◆ひとり親家庭休養ホーム ひとり親家庭の親子でのレクリエーションを支援	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 (区役所本庁舎 2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145

4 妊娠・出産時のサポート

ひとりでの妊娠・出産サポートは？

内 容	問い合わせ
◆母子健康手帳の交付 妊娠した方に母子健康手帳の交付をします。	<input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり課健康づくり推進係 (区役所第二分庁舎分館1階) TEL 5273-3047 FAX 5273-3930
◆妊婦健康診査受診票の交付 母子健康手帳と一緒に交付します。	<input checked="" type="checkbox"/> 各保健センター (7ひとり親・子育て等の相談窓口参照)
◆ゆりかご・しんじゅく お近くの保健センターで看護職が妊娠初期からのご相談に応じます。	<input checked="" type="checkbox"/> 各保健センター (7ひとり親・子育て等の相談窓口参照)
◆生まれてくる子どもの認知の相談 未婚で出産の場合の父を決める時の相談	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 家庭相談 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145
◆出産育児一時金 出産した被保険者等が加入している健康保険から支給します。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険年金課国保給付係 火 窓口延長 (区役所本庁舎4階) TEL 5273-4149 FAX 3209-1436 <input type="checkbox"/> 社会保険加入の場合 各健康保険組合へお問い合わせください。
◆入院助産制度 出産費用にお困りの方に	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145

5 離婚手続き等

どのような準備と手続きが必要なの？

内 容	問い合わせ
◆離婚を考えるとき ご夫婦で子どもの気持ち・将来の生活・教育等も含めてよく話し合しましょう。 ・親権者は？ ・養育費は？ ・面会交流は？	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども家庭課育成支援係 家庭相談 (区役所本庁舎2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145
◆離婚届の届出 届出は戸籍住民課のほか、各特別出張所で受け付けています。(窓口取扱時間外は区役所地下1階の宿直窓口でお預かりします。)	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍住民課戸籍係 (区役所本庁舎1階) TEL 5273-3506 FAX 3209-1728
◆健康保険・年金の手続き 社会保険⇔国民健康保険の変更 厚生年金保険⇒国民年金保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険：<input checked="" type="checkbox"/> 医療保険年金課国保資格係 TEL 5273-4146 FAX 3209-1436 ・社会保険：各健康保険組合・全国健康保険協会 ・国民年金：<input checked="" type="checkbox"/> 医療保険年金課年金係 TEL 5273-4532 FAX 3209-1436 ・厚生年金保険：新宿年金事務所 TEL 5285-8611 FAX 5285-8649

内 容	問い合わせ
<p>◆住宅相談（住み替え相談） 区内の民間賃貸住宅のお部屋探しを手伝います。 相談日 第1～第4金曜日の午後 事前に電話で問い合わせ先へご予約ください。</p> <p>◆子育てファミリー世帯居住支援 子育て世帯（義務教育修了前の子を扶養）が、区内の民間賃貸住宅に住み替える際にかかる費用の一部を助成</p> <p>◆民間賃貸住宅家賃助成 区内の民間賃貸住宅に住む子育て世帯（義務教育修了前の子を扶養）の家賃の一部を助成 （年1回募集）</p>	<p>☑ 住宅課居住支援係 （区役所本庁舎7階） TEL 5273-3567 FAX 3204-2386</p> 
<p>◆区営住宅 区内に居住で所得が公営住宅の所得基準以内の方を対象とした賃貸住宅</p>	<p>☑ 住宅課区立住宅管理係 （区役所本庁舎7階） TEL 5273-3787 FAX 3204-2386</p>
<p>◆都営住宅 都内に在住で所得が公営住宅の所得基準以内の方を対象とした東京都が供給する賃貸住宅</p>	<p>東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL 3498-8894 テレホンサービス TEL 6418-5571</p>
<p>◆母子生活支援施設入所相談 母子家庭の自立に向けて支援する児童福祉施設への入所相談</p>	<p>☑ 子ども家庭課育成支援係 （区役所本庁舎2階） TEL 5273-4558 FAX 3209-1145</p>

便利な子育て情報を発信している、
新宿区子育て応援サイト「はっぴー子育て」を
ぜひご利用ください。

<http://shinjuku-city.mamafre.jp/>



相談内容・相談窓口	問い合わせ
<p>◆家庭相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭内の問題（夫婦、親子）、結婚、離婚・離婚後の親子の関係、子の養育費、親権、認知、相続等 調停申立てや法律相談を受ける前の問題整理等 	<p>相談先に迷ったら まずこちらにご相談 ください。</p> 
<p>◆ひとり親相談</p> <p>ひとり親家庭の子育ての悩み・子どもの学費、母子生活支援施設の入所など各種相談</p>	<p>区 子ども家庭課育成支援係 (区役所本庁舎 2階) TEL 5273-4558 FAX 3209-1145</p>
<p>◆ひとり親家庭の就労相談</p> <p>就職・転職、資格取得・就業に役立つ講座受講のための給付等、子育てと仕事の両立を考えた就労相談</p>	<p>区 子ども総合センター総合相談係 (新宿 7-3-29) TEL 3232-0675 FAX 3232-0666</p> <p>子ども総合センターでご相談をお受けするほか、ご相談の内容に応じて地区担当の各子ども家庭支援センター（信濃町・榎町・中落合・北新宿）にお繋ぎします。</p>
<p>◆子どもと家庭の総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての不安や悩み相談 育児やしつけの相談 お子さん自身の悩み相談 等 	<p>区 子ども総合センター発達支援係「通称：あいあい」 (新宿 7-3-29) TEL 3232-0679 FAX 3232-0666</p>
<p>◆発達相談・児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の発達や成長に関する総合相談 発達の遅れに関する悩みや子育ての相談 発達に遅れのあるお子さんへの発達支援 等 	<p>区 牛込保健センター（弁天町50） TEL 3260-6231 FAX 3260-6223</p> <p>区 四谷保健センター（三栄町25） TEL 3351-5161 FAX 3351-5166</p> <p>区 東新宿保健センター（新宿 7-26-4） TEL 3200-1026 FAX 3200-1027</p> <p>区 落合保健センター（下落合 4-6-7） TEL 3952-7161 FAX 3952-9943</p>
<p>◆健康・育児相談</p> <p>保健師・栄養士・歯科衛生士など専門職による健康や子育てに関する総合的相談</p>	<p>区 男女共同参画課 男女共同参画推進センター（荒木町16） TEL 3341-0801 FAX 3341-0740</p>
<p>◆ウィズ新宿・悩みごと相談</p> <p>自分自身のこと、夫婦や子どものこと、仕事のことなど</p>	<p>区 男女共同参画課 男女共同参画推進センター（荒木町16） TEL 3341-0801 FAX 3341-0740</p>
<p>◆日本司法支援センター 法テラス</p> <p>家族に関する法的トラブルで困ったとき（解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供等）</p>	<p>法テラスサポートダイヤル TEL 0570-078374</p>
<p>◆東京家庭裁判所 家事手続案内</p> <p>夫婦間や子どもについての家庭内の問題に関して家庭裁判所を利用する場合の申立手続の概要、申立書の記載方法等の手続案内 【例：夫婦関係調整(離婚)調停、養育費請求、子どもの氏の変更(戸籍を移す)】</p>	<p>東京家庭裁判所 1階 家事手続案内室 (東京都千代田区霞が関1-1-2) ※法律相談や身上相談はお受けできません。</p>
<p>◆東京都ひとり親家庭支援センター 生活相談</p> <p>ひとり親になるとき・なったとき、ひとり親ならではの暮らしの悩み・子育ての不安等</p>	<p>東京都ひとり親家庭支援センター（はあと） TEL 5261-8687</p>